

令和8(2026)年 4月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 燃やせないごみ	3 燃やせる	4
		5	6	7 燃やせる	8	9 資源物
11	12	13	14 燃やせる	15	16	17 燃やせる
18	19	20	21 燃やせる	22	23 資源物	24 燃やせる
25	26	27	28 燃やせる	29 昭和の日	30	

生ごみ処理機購入に対する補助金があります！

生ごみ処理機や生ごみをたい肥化する容器等の購入費の2分の1(上限3万円)補助金を受け取ることができます。購入後30日以内に領収書・通帳・印鑑を持って天草市役所本庁及び各支所で申請をしてください。

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 5月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
スプレー缶は 1. 使い切って! ※「資源物」でも「燃やせないごみ」でも 2. 穴を開けて! 穴を開けてください。					1 燃やせる	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 燃やせないごみ	8 燃やせる	9
10	11	12 燃やせる	13	14 資源物	15 燃やせる	16
17	18	19 燃やせる	20	21	22 燃やせる	23
24	25	26 燃やせる	27	28 資源物	29 燃やせる	30
31	5月30日は  ごみゼロの日 まぜれば「ごみ」、分ければ「資源」					

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 6月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区、舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
	1	燃やせる	3	燃やせないごみ	燃やせる	6
7	8	燃やせる	10	資源物	燃やせる	13
14	15	燃やせる	17	18	燃やせる	20
21	22	燃やせる	24	25	燃やせる	27
28	29	30	家電製品に使われている小型充電式電池やライターは、「拠点回収」ボックスへ。			



「拠点回収」を実施中！

小型家電(四方23cm厚さ12cm以内)、小型充電式電池、乾電池、水銀体温計・血圧計、ライター、紙類の拠点回収を行っています。
 ○紙類 ⇒ [場所] 市役所本庁、支所
 ○紙類以外の小型家電等 ⇒ [場所] 市役所本庁、支所、こころす、コミュニティセンター 他

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 7月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
14 			1	2 燃やせないごみ	3 燃やせる	4
5	6	7 燃やせる	8	9 資源物	10 燃やせる	11
12	13	14 燃やせる	15	16	17 燃やせる	18
19	20 海の日	21 燃やせる	22	23 資源物	24 燃やせる	25
26	27	28 燃やせる	29	30	31	14 

資源物回収活動団体に報奨金を交付しています！

市の資源物回収とは別日に、地区の自治組織や子ども会などで行う回収活動に対して、回収量や実施回数に応じて報奨金を交付します。交付を受ける団体は、事前に天草市役所本庁か各支所で登録が必要です。詳しくはこちら

⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031160/index.html>



ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 8月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区、舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
 資源物の分別方法などを「動画」でご紹介(約30分) https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038006/index.html						1
2	3	4 燃やせる	5	6 燃やせないごみ	7 燃やせる	8
9	10	11 山の日	12 燃やせる	13 資源物	14 燃やせる	15
16	17	18 燃やせる	19	20	21 燃やせる	22
23	24	25 燃やせる	26	27 資源物	28 燃やせる	29
30	31	天草の海を守るためにできること 海洋プラスチックごみ削減 啓発動画を公開中。 https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00310045/index.html				

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 9月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃やせる	2	3 燃やせないごみ	4 燃やせる	5
6	7	8 燃やせる	9	10 資源物	11 燃やせる	12
13	14	15 燃やせる	16	17	18 燃やせる	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 資源物	25 燃やせる	26
27	28	29 燃やせる	30	自治会や市民団体、事業所、 学校向けの環境学習（出前講 座）を実施しています。 ぜひご活用ください。		

「ごみの焼却」は法律で禁止されています！

家庭や事業所のごみを野外で燃やすことは、法律で禁止されています(例外規定を除く)。不法焼却した場合は、5年以下の懲役か1千万円以下の罰金またはその両方、法人ならば3億円以下の罰金が科せられます。

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 10月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
	12 つくる責任 つかう責任 			1 燃やせないごみ	2 燃やせる	3
4	5	6 燃やせる	7	8 資源物	9 燃やせる	10
11	12 スポーツの日	13 燃やせる	14	15	16 燃やせる	17
18	19	20 燃やせる	21	22 資源物	23 燃やせる	24
25	26	27 燃やせる	28	29	30 燃やせる	31

10月は3R推進月間!

リデュース(Reduce) ごみの発生を抑制

リユース(Reuse) くりかえし使う

リサイクル(Recycle) 再生利用



ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日

※ 年末年始(12月31日~1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和8(2026)年 11月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区、舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10 燃やせる	11	12 資源物	13 燃やせる	14
15	16	17 燃やせる	18	19	20 燃やせる	21
22	23 勤労感謝の日	24 燃やせる	25	26 資源物	27 燃やせる	28
29	30	パソコン、ディスプレイ、タブレットの捨て方 パソコン類は市で収集を行いません。 「メーカーによる回収」か「リネットジャパンの宅配回収を依頼(御所浦地域を除く)」で処分してください。 ⇒ https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038265/index.html				

テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの捨て方

家電4品目は市で収集を行いません。「家電販売店で引き取り」や、「リネットジャパンの宅配回収を依頼(御所浦地域を除く)」などの方法で処分してください。詳しくは市のホームページで
⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034218/index.html>



ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和8(2026)年 12月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃やせる	2	3 燃やせないごみ	4 燃やせる	5
6	7	8 燃やせる	9	10 資源物	11 燃やせる	12
13	14	15 燃やせる	16	17	18 燃やせる	19
20	21	22 燃やせる	23	24 資源物	25 燃やせる	26
27	28	29 燃やせる	30	31 年末休暇	ふとん類の捨て方 2〜3枚をヒモでしばり、小型ごみシール券を貼り、「燃やせないごみ」(倉岳地区は「粗大ごみ」)へ。	

年末年始、ごみの持ち込みは混雑します！

年末年始は各清掃センターやクリーンセンターにごみを持ち込む人が増え、混雑して大変時間がかかります。ごみは地区のステーションに出してください。各センターに持ち込む場合はきちんと分別し、時間に余裕を持ちましょう。

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日〜1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和9(2027)年 1月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区
舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
---	---	---	---	---	---	---

片付けごみの処分 ごみの収集運搬を民間業者に依頼するときは、市が許可した業者に依頼しましょう！ 許可業者の一覧は市のホームページから ⇒ https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031155/index.html							1 元日	2 年始休暇
3 年始休暇	4	5 燃やせる	6	7 燃やせないごみ	8 燃やせる	9		
10	11 成人の日	12 燃やせる	13	14 資源物	15 燃やせる	16		
17	18	19 燃やせる	20	21	22 燃やせる	23		
24	25	26 燃やせる	27	28 資源物	29 燃やせる	30		
31	ソファ(いす)、マットレスの捨て方 ★「1人掛けのソファ(いす)」、「マットレス」でスプリングがないもの → 小型シール券 ★「2人掛け以上のソファ(いす)」でスプリングがないもの → 大型シール券 ★ 大きさにかかわらず「スプリングを使っている」もの → 大型シール券 ★ 大きさやスプリングの有無にかかわらず15kgを超えるもの → 大型シール券							

ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和9(2027)年 2月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区、舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 燃やせる	3	4 燃やせないごみ	5 燃やせる	6
7	8	9 燃やせる	10	11 建国記念の日	12 燃やせる	13 資源物
14	15	16 燃やせる	17	18	19 燃やせる	20
21	22	23 天皇誕生日	24 燃やせる	25 資源物	26 燃やせる	27
28	<p>ごみの持ち込みは管轄のごみ処理施設へ</p> <p>天草地域には5か所のごみ処理施設がありますが、それぞれの施設の処理能力には限界があり、受け入れることができる対象地域が決まっています。対象外の地域からの持ち込みはできませんので、ご注意ください。</p>					

- 【本渡地区清掃センター】 本渡地区・有明町・栖本町・新和町・五和町
- 【松島地区清掃センター】 倉岳町
- 【牛深クリーンセンター】 牛深地域
- 【西天草クリーンセンター】 天草町・河浦町
- 【御所浦クリーンセンター】 御所浦町



ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
<p>※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。</p>		

令和9(2027)年 3月

亀場町(新田区)、楠浦町(新田区、舟津1区、舟津2・3区、舟津4・5区、舟津6区、今村区、釜区、錦島区、大友尻区)

日	月	火	水	木	金	土
	1	燃やせる	3	燃やせないごみ	燃やせる	6
7	8	燃やせる	10	資源物	燃やせる	13
14	15	燃やせる #REF!	17	18	燃やせる	20
21 春分の日	22 振替休日	燃やせる	24	25 資源物	26 燃やせる	27
28	29	30 燃やせる	31	充電式電池の処理は適正に 燃やせないごみに混入すると発火事故につながる可能性があり、大変危険です。 きちんと分別し、拠点回収に出しましょう。		

片付けごみの処分

ごみの収集運搬を民間業者に依頼するときは、
市が許可した業者に依頼しましょう！

許可事業者はこちら⇒ <https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031155/index.html>



ごみ・資源物 収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第1木 曜日
	資源物	毎月 第2・4木 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		